

平成 31 年 4 月 1 日以降適用の利用者負担額表

認定こども園、幼稚園（施設型給付）での教育標準時間（1号）認定の利用者負担額表

階層	定義		利用者負担額（月額）	
			1号認定	
			満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児	
1	生活保護世帯		0円	
2	市町村民税非課税世帯		0円	
3	市町村民税所の均等割のみ課税される世帯	ひとり親世帯等	0円	
		上記以外の世帯	0円	
4	市町村民税所得割課税額が 20,000円未満の世帯	ひとり親世帯等	0円	
		上記以外の世帯	0円	
5	市町村民税所得割課税額が 20,000円以上 33,900円未満の世帯	ひとり親世帯等	0円	
		上記以外の世帯	0円	
6	市町村民税所得割課税額が 33,900円以上 77,101円未満の世帯	ひとり親世帯等	0円	
		上記以外の世帯	0円	
	市町村民税所得割課税額が 77,101円以上 101,500円未満の世帯		0円	
7	市町村民税所得割課税額が 101,500円以上 233,500円未満の世帯		0円	
8	市町村民税所得割課税額が 233,500円以上の世帯		0円	

※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。

※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、寄附金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例が適用される前の金額になります。

※ 父母の市町村民税の合計額で決定します。父母に収入がない場合等、世帯の状況によっては、同居の祖父母の市町村民税の合計額で決定することがあります。

※ 第3階層の世帯であって、同一世帯に兄弟がいる児童の利用者負担額は、0円とします。

※ 同一世帯に年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、多子軽減措置が適用されます。（最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は第1子の半額、第3子以降は全額免除となります。ただし、就学前の子どもで保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していない児童は人数に含みません。）

※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。